

流山市指定ごみ袋（家庭系ごみ袋２種）の認定申請について

流山市では、家庭から排出される「燃やすごみ」及び「容器包装プラスチック」を対象に、流山市指定ごみ袋の導入を行います。

指定ごみ袋の製造等を希望される事業者は、「流山市指定ごみ袋（家庭系ごみ袋）の認定基準」に基づき、事前に認定申請手続きを行ってください。

1. 指定ごみ袋の規格等

- (1) 種類 2種類（燃やすごみ、容器包装プラスチック）
- (2) 材質 高密度ポリエチレン
- (3) 大きさ ア 特大(45ℓ相当)、大(30ℓ相当)、中(20ℓ相当)、小(10ℓ相当)
寸法の詳細は別表1第1項第2号のとおり
イ その他市長が認める大きさ
- (4) 厚さ ア 特大(45ℓ相当)、大(30ℓ相当)、中(20ℓ相当)：0.025mm以上
イ 小(10ℓ相当)：0.02mm以上
- (5) 色 乳白色の半透明
- (6) 印刷 片面1色印刷
燃やすごみ：黒字
容器包装プラスチック：緑字
- (7) 価格 販売価格については自由価格とする

※詳細は「流山市指定ごみ袋（家庭系ごみ袋）の認定基準」参照

2. 申請対象者

指定ごみ袋を製造、もしくは輸入し販売しようとする事業者

3. 申請受付

(1) 受付開始

本書面公開直後から

※受付時間は平日午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

流山市クリーンセンター

〒270-0174 流山市下花輪191番地

(3) 提出書類等

- ①申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、及び登記簿謄本
- ②申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し
- ③申請者の誓約書（第2号様式）及び業務経歴書
- ④指定ごみ袋の販売ルート及び販売店の一覧表
- ⑤袋ごとの販売予定価格又は卸売予定価格一覧表
- ⑥各袋の仕様及びサイズ等に関する図面等及び見本品
- ⑦各袋の厚さ及び引張強度を示す証明書
- ⑧使用する顔料及びインクの成分証明書
※証明書が外国語表記の場合は日本語訳を付すこと。
- ⑨他自治体で同等の認定等を受けている場合、認定書等の写し

※認定の条件として、指定ごみ袋流通前に製造した指定ごみ袋及び包装用外袋の提出が必要です（上記⑥）。

4. 指定ごみ袋の製造・流通

- (1) 流山市民が指定ごみ袋を利用してごみ出しが行えるよう、製造及び流通に努めてください。
- (2) 可能な限り規定の8種類（ごみ2種×サイズ4種）全てについての製造及び流通をご検討ください。

5. 注意事項等

- (1) 流通状況や品質について、年に一度報告して頂くほか、必要に応じて本市から資料の提出を求める、本市自ら調査・検査を行う場合があります。
- (2) 認定後、本市により規格の追加変更を行う場合があります。
- (3) 認定後、申請内容の変更や製造等の取り止めを行う場合は、規定に基づき速やかに申請、もしくは届け出てください。
- (4) 認定後、流山市ホームページ等により認定事業者名を公表す

るほか、提供を受けた販売店の情報についても掲載する場合があります。

6. 問い合わせ先

流山市役所 環境部 クリーンセンター

〒270-0174 千葉県流山市下花輪 191

TEL：04-7157-7411

FAX：04-7150-8070

Mail：seisou@city.nagareyama.chiba.jp